

貴重な一票を大切に 4月には統一地方選挙が執行されます

4月 10日(日)…県議会議員選挙 24日(日)…市議会議員・市長

■立候補予定者説明会を3月5日に開催

4月24日執行の行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙について、立候補を予定されている方を対象に、次のとおり説明会を開催します。

- ▶日時 3月5日(土)午前9時～正午
- ▶場所 市役所305会議室(3階)

※会議室の都合により、参加者は立候補予定者1人につき3人まで(立候補予定者を含みます)とされますようご協力をお願いします。

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、次の事項に該当する方は、郵便などによる不在者投票を行うことができます。なお、新たな申請では、審査に日数がかかる場合がありますので、早めに申請してください。

①身体障害者手帳をお持ちの方

- ・両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級または3級の方
- ・免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級の方
- ・両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事などが証明した方

②戦傷病者手帳をお持ちの方

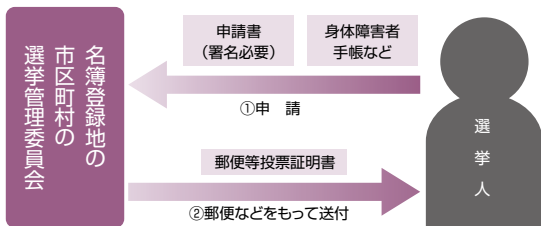
- ・両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症の方
- ・両下肢などの障害の程度が上記に該当すると知事が証明した方

③介護保険の被保険者証(要介護状態区分が要介護5)をお持ちの方

※郵便などによる不在者投票での代理記載制度もあります。詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせください。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便などによる不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

2 投票手続き

